

令和6年11月27日

区内介護サービス事業所 管理者様  
各事業所運営法人 代表者様

品川区福祉部高齢者福祉課長 菅野 令子

## 令和6年度 品川区介護職員・介護支援専門員居住支援手当の支給に係る補助事業の変更交付申請および就業規則等の提出期限について

日頃から品川区介護保険事業および区内高齢者等の支援施策等に特段のご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和6年度から実施している品川区介護職員・介護支援専門員居住支援手当の支給に係る補助事業の変更交付申請と就業規則等の提出期限についてご案内いたします。

変更交付申請については、当初の交付申請から変更がある場合のみ、別紙資料にて詳細内容および手続き方法をご確認のうえ申請をお願いいたします。また、変更交付申請の有無を問わず、就業規則等が未提出の場合は変更交付申請期限までに提出が必要ですので、お忘れなく提出をお願いいたします。

本通知は、各対象サービス事業所あてに送付しておりますが、申請は運営法人とさせていただきますので、運営法人ご担当者様とも共有していただきますようお願いいたします。

1. 申請方法 別添「申請の手引き<変更交付申請編>」を参照ください。
2. 申請書類 別添「申請の手引き<変更交付申請編>」を参照のうえ、必要な書類を電子データで提出してください。  
なお、就業規則等の提出について、変更交付申請以前にすでに提出済みの場合は省略可能です。詳細は手引きをご参照ください。
3. 申請受付期間 令和7年1月1日（水）～令和7年1月15日（水）  
申請受付期間が短くなっておりますので、ご注意ください。
4. 注意事項
  - ・申請様式については、当初の交付申請時に作成した様式を引き続き利用してください。
  - ・当初の交付申請の交付決定通知は、就業規則等すべての申請書類が揃っている場合のみ、審査を経た後に順次発送しております。就業規則等が未提出の場合や申請不備があり不受理となっている場合は、交付決定通知が発送されませんのでご注意ください。
  - ・当初の交付申請で申請不備のため不受理となっている場合は、不備内容をメールにてお知らせしております。不備を修正していただき、再度交付申請をお願いいたします。
  - ・本事業に関する疑義は別添「FAQ一覧表」をご確認ください。その他疑義がある場合は、下記担当まで電子メールにてご照会ください。また、照会の際は「件名」に「品川区居住支援手当についての照会」と明記していただくようお願いいたします。

担当： 高齢者福祉課支援調整係 野口・高菱・道上  
eメール： [chiikihoukatsu@city.shinagawa.tokyo.jp](mailto:chiikihoukatsu@city.shinagawa.tokyo.jp)